

平成 30 年 2 月市議会 教育厚生委員会資料

第 35 号議案

長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

目 次

1	改正理由	P1
2	条例改正（案）に伴う福祉医療費支給制度の変更内容	P1
3	主な改正の内容	P1
4	施行期日	P1
5	対象拡大に伴う扶助費の見込み（年間ベース）	P1
6	対象者数の見込み	P1
7	今後のスケジュール（案）	P2
8	長崎市の子どもに係る福祉医療費制度の主な経過	P2
9	条例新旧対照表	P3～5
[参考]	他都市の状況	P6～7

こ ども 部

平 成 30 年 2 月



1 改正理由

子どもの健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部を助成している福祉医療費の支給制度について、通院に要する医療費の助成対象を拡大し、さらなる子育て支援の充実を図りたいため。

2 条例改正（案）に伴う福祉医療費支給制度の変更内容

区分	現行	改正（案）
対象者	通院：小学校卒業までの児童 入院：中学校卒業までの児童	通院：中学校卒業までの児童 入院：変更なし
保護者負担	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 (調剤薬局は保護者負担なし)	変更なし
所得制限	なし	変更なし
支給方法	現物給付	変更なし

3 主な改正の内容

現行制度において、子どものうち、小学生以下と中学生では助成内容が異なるため、中学生に係る取扱いを別に規定していたものを削除するもの。

- (1) 中学生の定義の削除（第2条第4項）
- (2) 中学生の入院に係る医療費のみ支給対象とする規定を削除（第4条関係）

4 施行期日 平成30年10月1日

5 対象拡大に伴う扶助費の見込み（年間ベース） (単位：千円)

区分	現行制度分			拡大分	計
	乳幼児 [入院・通院]	小学生 [入院・通院]	中学生 [入院]	中学生 [通院]	
扶助費	419,483	363,553	21,002	140,729	944,767
内訳	県支出金※	209,741	—	—	209,741
	一般財源	209,742	363,553	21,002	140,729

※県補助率：扶助費の1/2（ただし、対象は乳幼児まで）

6 対象者数の見込み

区分	乳幼児・小学生	中学生	合計
人数	約40,000人	約10,600人	約50,600人

7 今後のスケジュール（案）

時 期	主な内容
平成 30 年 4 月～	市民への周知、関係機関への協力依頼、システム改修
平成 30 年 6～8 月	福祉医療費受給資格認定申請書発送、受付開始
平成 30 年 9 月	福祉医療費受給者証発送
平成 30 年 10 月	対象拡大実施

8 長崎市の子どもに係る福祉医療費制度の主な経過

時 期	主な内容
昭和 49 年 10 月	乳児（0 歳）の入院を対象に開始
昭和 55 年 4 月	乳児（0 歳）の通院も対象
平成 3 年 4 月	対象年齢を 3 歳未満まで拡大（入院）
平成 5 年 4 月	対象年齢を 3 歳未満まで拡大（通院）
平成 11 年 8 月	対象年齢を 4 歳未満まで拡大（入院）
平成 12 年 4 月	対象年齢を 6 歳未満まで拡大（入院）
平成 17 年 10 月	対象年齢を小学校就学前まで拡大（入院・通院）
平成 19 年 4 月	支給方法を現物給付に変更（市単独）
平成 22 年 10 月	県が支給方法を現物給付に変更（乳幼児）
平成 28 年 4 月	対象年齢を小学校卒業まで拡大（入院・通院）
平成 29 年 10 月	対象年齢を中学校卒業まで拡大（入院）

9 条例新旧対照表

現行（傍線部分は改正部分）	改正（案）（傍線部分は改正部分）
<p>○長崎市福祉医療費支給条例 昭和49年9月30日 条例第29号</p> <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 1～2（略）</p> <p>3 この条例において「子ども」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p><u>4 この条例において「中学生」とは、子どものうち満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>5 この条例において「母子家庭の母」とは、次の各号のいずれかに該当する女子で、かつ、20歳未満の子を現に監護するものをいう。 (1)から(7)（略）。</p> <p>6 この条例において「母子家庭の子」とは、母子家庭の母に現に監護を受けている18歳未満の者及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下同じ。）又は特別支援学校に就学する18歳以上20歳未満の者をいう。</p> <p>7 この条例において「父子家庭の父」とは、次の各号のいずれかに該当する男子で、かつ、20歳未満の子を現に監護するものをいう。 (1)から(7)（略）</p> <p>8 この条例において「父子家庭の子」とは、父子家庭の父に現に監護を受けている18歳未満の者及び学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学する18歳以上20歳未満の者をいう。</p> <p>9 この条例において「父母のない子」とは、民法（明治29年法律第89号）第818条又は第819条に規定する親権者の全てが次の各号のいずれかに該当している場合の18歳未満の者及び学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学する18歳以上20歳未満の者をいう。 (1)から(6)（略）</p> <p>10 この条例において「寡婦」とは、第4項各号のいずれかに該当する60歳以上70歳未満の女子で、</p>	<p>○長崎市福祉医療費支給条例 昭和49年9月30日 条例第29号</p> <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 1～2（略）</p> <p>3 この条例において「子ども」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>4 この条例において「母子家庭の母」とは、次の各号のいずれかに該当する女子で、かつ、20歳未満の子を現に監護するものをいう。 (1)から(7)（略）</p> <p>5 この条例において「母子家庭の子」とは、母子家庭の母に現に監護を受けている18歳未満の者及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下同じ。）又は特別支援学校に就学する18歳以上20歳未満の者をいう。</p> <p>6 この条例において「父子家庭の父」とは、次の各号のいずれかに該当する男子で、かつ、20歳未満の子を現に監護するものをいう。 (1)から(7)（略）</p> <p>7 この条例において「父子家庭の子」とは、父子家庭の父に現に監護を受けている18歳未満の者及び学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学する18歳以上20歳未満の者をいう。</p> <p>8 この条例において「父母のない子」とは、民法（明治29年法律第89号）第818条又は第819条に規定する親権者の全てが次の各号のいずれかに該当している場合の18歳未満の者及び学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学する18歳以上20歳未満の者をいう。 (1)から(6)（略）</p> <p>9 この条例において「寡婦」とは、第4項各号の</p>

かつ、その女子の扶養義務者（民法第877条第1項に規定する扶養義務者のうち市長が定める者をいう。）と生計を同じくしていないものをいう。

11 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、重度心身障害者、中度心身障害者、子ども、母子家庭の子、父子家庭の子又は父母のない子を現に監護する者をいう。

12 この条例において「施設」とは、次に掲げる施設又は住居をいう。

(1)から(2) (略)

13 この条例において「施設入所者」とは、施設に入所し、又は入居する者をいう。

14 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1)から(6) (略)

15 この条例において「保険給付」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は医療保険各法に規定する療養の給付並びに療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。ただし、食事療養及び生活療養に係る給付を除くものとする。

16 この条例において「一部負担金」とは、保険給付に関し、高齢者の医療の確保に関する法律又は医療保険各法の規定により、この条例による福祉医療費の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）が負担すべき額をいう。ただし、当該支給対象者の疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等が行われたときは、これらの額を控除した額とする。

17 この条例において「医療取扱機関」とは、高齢者の医療の確保に関する法律又は医療保険各法の規定により医療を取り扱う病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

第3条 (略)

(支給)

第4条 市長は、前条に規定する支給対象者の疾病又は負傷について保険給付が行われた場合（第2条第1項第3号に規定する者にあつては病院又は診療所へ通院した場合に、第3号及び第4号に規定する者にあつては、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護が行われた場合に限る。）は、支給対象者又はその保護者に

かつ、その女子の扶養義務者（民法第877条第1項に規定する扶養義務者のうち市長が定める者をいう。）と生計を同じくしていないものをいう。

10 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、重度心身障害者、中度心身障害者、子ども、母子家庭の子、父子家庭の子又は父母のない子を現に監護する者をいう。

11 この条例において「施設」とは、次に掲げる施設又は住居をいう。

(1)から(2) (略)

12 この条例において「施設入所者」とは、施設に入所し、又は入居する者をいう。

13 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1)から(6) (略)

14 この条例において「保険給付」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は医療保険各法に規定する療養の給付並びに療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。ただし、食事療養及び生活療養に係る給付を除くものとする。

15 この条例において「一部負担金」とは、保険給付に関し、高齢者の医療の確保に関する法律又は医療保険各法の規定により、この条例による福祉医療費の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）が負担すべき額をいう。ただし、当該支給対象者の疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等が行われたときは、これらの額を控除した額とする。

16 この条例において「医療取扱機関」とは、高齢者の医療の確保に関する法律又は医療保険各法の規定により医療を取り扱う病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

第3条 (略)

(支給)

第4条 市長は、前条に規定する支給対象者の疾病又は負傷について保険給付が行われた場合（第2条第1項第3号に規定する者にあつては病院又は診療所へ通院した場合に、第3号に規定する者にあつては、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護が行われた場合に限る。）は、支給対象者又はその保護者に対し、次

対し、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額を福祉医療費として支給する。

(1) 重度心身障害者、子ども（中学生を除く。）、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子又は父母のない子 医療取扱機関（薬局を除く。）ごとに、一部負担金に相当する額から控除する額の限度額を1月につき1,600円として、保険給付が行われた日ごとの一部負担金に相当する額から800円（当該一部負担金に相当する額が800円に満たないときは、その額）を控除して得た額及び薬局の保険給付に係る一部負担金に相当する額

(2) (略)

(3) 中学生 医療取扱機関ごとに、一部負担金に相当する額から控除する額の限度額を1月につき1,600円として、保険給付が行われた日ごとの一部負担金に相当する額から800円（当該一部負担金に相当する額が800円に満たないときは、その額）を控除して得た額

(4) 寡婦 一部負担金に相当する額から医療取扱機関ごとに1月につき保険給付が行われた日数に1,200円を乗じて得た額を控除して得た額

第5条から第16条 (略)

附 則 (略)

の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額を福祉医療費として支給する。

(1) 重度心身障害者、子ども、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子又は父母のない子 医療取扱機関（薬局を除く。）ごとに、一部負担金に相当する額から控除する額の限度額を1月につき1,600円として、保険給付が行われた日ごとの一部負担金に相当する額から800円（当該一部負担金に相当する額が800円に満たないときは、その額）を控除して得た額及び薬局の保険給付に係る一部負担金に相当する額

(2) (略)

(3) 寡婦 一部負担金に相当する額から医療取扱機関ごとに1月につき保険給付が行われた日数に1,200円を乗じて得た額を控除して得た額

第5条から第16条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市福祉医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費から適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の条例第4条に規定する福祉医療費の支給のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

[参考] 長崎県内の状況

(平成30年2月1日現在)

No	市町名	対象年齢		支払方法		自己負担	備考
		通院	入院	乳幼児	小学生以上		
1	長崎市	小卒	中卒	現物給付	現物給付	有	
2	佐世保市	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有	
3	島原市	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有	
4	諫早市	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有	
5	大村市	小卒	小卒	自動償還	自動償還	有	
6	平戸市	中卒	中卒	現物給付	現物給付	有	H29.4月～小・中も現物給付
7	松浦市	高卒	高卒	現物給付	償還払い	有	
8	対馬市	中卒	中卒	現物給付	現物給付	有	
9	壱岐市	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有 (3歳未満無料)	H29.4月～通院・入院とも中学生まで
10	五島市	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有 (3歳未満無料)	
11	西海市	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有	
12	雲仙市	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有	
13	南島原市	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有	
14	長与町	小卒	中卒	現物給付	償還払い	有	H29.10月～中学生(入院)まで
15	時津町	小卒	中卒	現物給付	償還払い	有	H29.10月～中学生(入院)まで H30.4月～中学生(通院)まで
16	東彼杵町	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有	H29.4月～通院・入院とも中学生まで
17	川棚町	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有	
18	波佐見町	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有	
19	小値賀町	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有	
20	佐々町	中卒	中卒	現物給付	償還払い	有	
21	新上五島町	中卒	中卒	現物給付	償還払い	無	H29.4月～通院・入院とも中学生まで

対象年齢	通院	入院	支払方法		自己負担		
高卒	1	1	現物給付	乳幼児	20	有	20
中卒	16	19		小学生以上	3	無	1
小卒	4	1	償還払い (自動償還含む)	乳幼児	1	合計	21
乳幼児まで	0	0		小学生以上	18		
合計	21	21	合計	乳幼児	21		
				小学生以上	21		

県内全市町において、所得制限は無い。

現物給付: 医療機関等の窓口で助成額を引いた自己負担金のみ支払う方法

償還払い: 医療機関等の窓口で医療費全額(2割または3割)を支払い、後日の申請により助成額を受給者の口座へ振込む方法

自動償還: 医療機関等の窓口で医療費全額(2割または3割)を支払い、医療機関等の代理申請により助成額を受給者の口座へ振込む方法

[参考] 中核市の状況

(平成30年2月1日現在)

No	中核市名	対象年齢		支払方法		自己負担	所得制限
		通院	入院	現物給付	自己支払い		
1	函館市	中卒	中卒	○		有	有
2	旭川市	小卒	中卒	○		有	有
3	青森市	中卒	中卒	○		無	有
4	盛岡市	小卒	小卒	○		有	無
5	八戸市	乳幼児	高卒	○		無	有
6	秋田市	中卒	中卒	○		有	有
7	郡山市	高卒	高卒	○		無	無
8	いわき市	高卒	高卒	○		無	無
9	宇都宮市	中卒	中卒	○		無	無
10	前橋市	中卒	中卒	○		無	無
11	高崎市	中卒	中卒	○		無	無
12	川越市	中卒	中卒	○		無	無
13	越谷市	中卒	中卒	○		無	無
14	船橋市	中卒	中卒	○		有	無
15	柏市	中卒	中卒	○		有	有
16	八王子市	中卒	中卒	○		有	無
17	横須賀市	小卒	中卒	○		無	有
18	富山市	中卒	中卒	○		無	無
19	金沢市	中卒	中卒	○		有	無
20	長野市	中卒	中卒		○	有	無
21	岐阜市	中卒	中卒	○		無	無
22	豊橋市	中卒	中卒	○		無	無
23	岡崎市	中卒	中卒	○		無	無
24	豊田市	中卒	中卒	○		無	無
25	大津市	小卒	小卒	○		有	無
26	豊中市	中卒	中卒	○		有	無
27	高槻市	中卒	中卒	○		有	無
28	枚方市	中卒	中卒	○		有	無
29	東大阪市	中卒	中卒	○		有	無
30	姫路市	中卒	中卒	○		無	有
31	尼崎市	中卒	中卒	○		有	有
32	西宮市	中卒	中卒	○		有	有
33	奈良市	中卒	中卒		○	有	無
34	和歌山市	中卒	中卒	○		無	有
35	倉敷市	小卒	中卒	○		無	無
36	呉市	小卒	中卒	○		有	有
37	福山市	乳幼児	小卒	○		有	有
38	下関市	中卒	中卒	○		有	有
39	高松市	小卒	中卒	○		無	無
40	松山市	乳幼児	中卒	○		無	無
41	高知市	小卒	小卒	○		無	無
42	久留米市	中卒	中卒	○		有	無
43	長崎市	小卒	中卒	○		有	無
44	佐世保市	中卒	中卒	○		有	無
45	大分市	乳幼児	中卒	○		無	無
46	宮崎市	乳幼児	乳幼児	○		無	無
47	鹿児島市	中卒	中卒		○	有	無
48	那覇市	乳幼児	中卒		○	有	無

対象年齢	対象年齢		支払方法		自己負担	所得制限
	通院	入院	現物給付	自己支払い		
高卒	2	3	44	4	有	有
中卒	31	40			25	14
小卒	9	4			無	無
乳幼児	6	1			23	34
合計	48	48	48		48	48